

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）

新旧対照表

改正前 (____改正部分)						改正後 (太字 改正部分)						
別表第2（第10条—第12条関係） 個別決裁事項・専決事項 教育総務部総務課						別表第2（第10条—第12条関係） 個別決裁事項・専決事項 教育総務部教育総務課						
事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決	事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決	
3	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(9) 職員の病気休暇を承認すること。 ア 教育長 イ 教育総務部長 ウ 学校教育部長 エ <u>総務課長</u>	○	○	5日を超えるもの	5日以内	30日以内	○	○	5日を超えるもの	5日以内	30日以内
3	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(9) 職員の病気休暇を承認すること。 ア 教育長 イ 教育総務部長 ウ 学校教育部長 エ <u>教育総務課長</u>	○	○	5日を超えるもの	5日以内	30日以内	○	○	5日を超えるもの	5日以内	30日以内

教育総務部生涯学習課

事項	事務	教育委員会 会決裁	教育長専 決	部長専 決	課長専 決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	上尾市民ギャラリーの使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
2 教育財産の管理に関する事項	(1) 上尾市民ギャラリーの利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(2) 上尾市民ギャラリーの用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの

教育総務部生涯学習課

事項	事務	教育委員会 会決裁	教育長専 決	部長専 決	課長専 決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	上尾市ギャラリーの使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
2 教育財産の管理に関する事項	(1) 上尾市ギャラリーの利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(2) 上尾市ギャラリーの用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの

学校教育部指導課

事項	事務	教育委員会 会決裁	教育長専 決	部長専 決	課長専決
3 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事項	(1) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する一般方針を定めること。	○			
	(2) 教育課程に係る届出を受理すること。				○
	(3) 学校長が処置した学齢児童又は学齢生徒の <u>原級留意</u> に係る報告を受理すること。				○

学校教育部指導課

事項	事務	教育委員会 会決裁	教育長専 決	部長専 決	課長専決
3 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事項	(1) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する一般方針を定めること。	○			
	(2) 教育課程に係る届出を受理すること。				○
	(3) 学校長が処置した学齢児童又は学齢生徒の <u>原級留置</u> に係る報告を受理すること。				○

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。